

第1回中小企業産業技術研究開発事業等事後評価検討会
議 事 録 (案)

1. 日 時 平成24年2月3日(月) 10:30～12:30

2. 場 所 経済産業省別館 5階 513会議室

3. 出席者

(検討会委員) [敬称略・五十音順、※は座長]

伊藤 洋一 株式会社IBLC 顧問

岩渕 明 国立大学法人岩手大学 理事・副学長

大塚 康男 神奈川県産業技術センター 所長

田路 則子 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター 所長

※保立 和夫 国立大学法人東京大学 産学連携本部長

(事務局)

産業技術環境局 技術振興課

課長 牧野 剛

課長補佐 武尾 伸隆

係長 今福 幸一

産業技術環境局 産業技術総合研究所室

室長 三上 建治

係長 茂木 勝昭

産業技術環境局 大学連携推進課

課長 佐藤 文一

係員 宮岡 春香

(評価推進課)

産業技術環境局 産業技術政策課 技術評価室

係長 加藤 二子

(事業実施機関)

産業技術総合研究所イノベーション推進本部産学官連携推進部 産学・地域連携室

室長 尾崎 浩一

主幹 伴野 巧

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

プライバシーマーク推進センター 副センター長 片岡 幸一

広報渉外部 次長 若泉 和彦
(調査実施機関)

三菱化学テクノロジーサーチ調査コンサルティング部門

主幹研究員 良峰 景子
首席研究員 田川 徹
客員研究員 北浦 靖子

4. 配布資料

資料1 中小企業産業技術研究開発事業等事業評価検討会委員名簿

資料2 研究開発評価に係る委員会等の公開について

資料3 経済産業省における研究開発評価について

資料4 評価方法 (案)

資料5 中小企業産業技術研究開発事業等の概要

資料6 評価用資料

資料7 評価報告書の構成 (案)

資料8 評価コメント票

質問票

参考資料1 経済産業省技術評価指針

参考資料2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準

参考資料3 第1回中小企業産業技術研究開発事業中間評価報告書 (概要版)

参考資料4 第2回中小企業産業技術研究開発事業中間評価報告書 (概要版)

参考資料5 中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業、
民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業に関するアンケート及び
ヒアリング調査結果

補足説明資料 中小企業産業技術研究開発事業等の概要について

5. 議事

(1) 開会

<開会>

事務局から、出席委員・事務局・評価推進課委員の紹介が行われた。

委員の互選によって、保立 和夫委員が本検討会の座長に選出された。

(2) 評価検討会の公開について

事務局から、資料2により、評価検討会の公開について説明がなされた後、
本評価検討会について、会議、配付資料、議事録及び議事要旨を公開とすることが
了承された。

(3) 評価の在り方と評価の手順などについて

事務局から、資料3、4、7、により、評価の方法等について説明がなされ、了承された。

(4) 研究開発制度の概要について

事務局から、資料5、6、補足説明資料(A3)により、中小企業産業技術研究開発事業の概要、各制度の概要と評価のまとめについて、説明がなされた。

委員から制度評価の視点につき質問があり、事務局より経済産業省の中小企業産業技術研究開発事業の視点から評価して欲しい旨、回答し了承されたあと、以下の質疑応答が行われた。

【大塚委員】：評価の基準に関して、製品化及び実用化数というものはすべて終了から2年後というように同じ条件で計測しているのか。

【事務局】：平成17年、18年度に関しては速やかな製品化を目標としていたので2年後となっているが、第2回の評価の際は平成21年に調査を行っているので、その時点での結果になる。今回の調査は平成21から23年度について、平成25年の段階で評価した結果である。

【大塚委員】：達成率が一番大事であるが、いつどのような段階で評価するという定義はあるのか。

【事務局】：平成19年度以降の製品化率に関しては、事業の目的として5年以内でとなっているが、記載されている製品化及び実用化数はフォローアップ調査時点での数字であり、何年の段階で、とは定めていない。

【大塚委員】：平成17・18年度に関しては2年以内、19・20年度に関しては、期間は特に定められていないということだが、定めていないのはある意味での定義なのか。

【伊藤委員】：大塚委員が質問されたように、前に中間評価をしていて、現時点で達成率を我々が見ると、今の説明の数年以上ということにはなる。しかし平成21・22年に関してはまだ3年しか経っていない。それ以前のかかなり経っているものとすべて同じように評価して判断するのか。

【大塚委員】：中間段階では製品化率が50%だったけれど、今調査をやればもっと上がって60%になっているかもしれない。

【伊藤委員】：その数字と言うのは、はっきり我々に見えていないものもある。どこかで基準の時期をきらないと、評価の基準としてはどうなのか。

【保立座長】：評価委員会のあり方として、何ができたら良かったのか評価委員が判断しながらやるのか。例えば中間目標を立てて、それを達成したかどうかで評価されているが、目標そのものが良かったのかどうかや、さらに立てた目標が高かったか低かったか等に

ついて、それをどこまで評価するのか。今充たされていないからダメなのか、今まだ頑張っているからどういう風に進めていくべきかを評価するのか、そこも委員がやるのか。

【岩渕委員】：例えば目標に対する評価に関して、事業実施 10 年後の現時点で 300 件あるから良かったと議論する場合、あるいは費用対効果が 1.5 だから投資効果では十分だったとする場合、などの評価の方向性が必要ではないか。

【事務局】：目標と達成率については、期間を区切り整理をした資料を改めて提出する。また、目標の設定はどうか、制度が今回終わるがそれで良かったのか等について、委員の皆さまの率直な評価が、次への制度提言につながっていくと考える。制度そのものについて良かったこと悪かったことを、評価いただきたい。

【岩渕委員】：従来はとにかく売ることが重要というベクトルに対して、中小企業は販売力がないので、いいものは公的機関と随意契約して高くても納入実績を作ることが将来のマーケティングに繋がる等の例があると思うが、そこまで意識しないといけないのではないか。ゆえに公的調達後の市場展開に関して、データが必要ではないか。

【事務局】：どういう推移を辿ったかまでは、分からない。

【岩渕委員】：実績がないのでいいものを作ったとしても売れないが、いいものを作れば公的施設であればデモしてくれるというような例を示すためにもその資料が欲しい。例えば筑波のいろいろな研究施設が導入してお客を集めて見せる場がある。普通の企業にも行くというシナリオが今、途切れてしまっているので、評価方法の資料としてもそのデータがあればいいのではないか。

【田路委員】：確かに、公的調達は出来たが、そのあと民間に広がらなければ、制度そのものが必要なかったのではないかと、なってしまう可能性がある。

【事務局】：目標の立て方として適切であったかなどの制度設定的な部分と、今の目標が達成しているかという妥当性、という違う二つの視点から、指摘をいただきたい。

【事務局】：産総研に調達したあとに、民間や第三者に導入されたような実績や成功事例の資料があるので提出する。

【大塚委員】：知財に関しては、自分たちが使って実用化しているという事は当然だが、さらにその先として第三者に実施許諾をしていくこと、それが本来は狙いである。国が投資した研究成果が日本や世界に利用されるのが望ましいことである。ゆえに研究発明したものを実用化した場合には、実施許諾額を国が規定すれば格安にできる、と言うのであれば、技術の再利用が広がるのではないか。

【事務局】：共同研究と研究成果については、基本は発明主義であるので、共同開発の場合は国が必ずしも関与するものではない。また国が関与した場合は必ず安い、ということにならない。ただ、国が保有し続ける特許については別途規定されている。

【保立委員】：大事なことは、生み出したものをいかに社会に使ってもらうかである。技術が良いのに、その会社が作り続けられない場合は、社会が求めるなら国がお金を出して作ってもらえるところを積極的に開拓すべきではないか。

【大塚委員】：帰属先が国であるべきか、という疑問がある。

【事務局】：国の制度として、政府資金による民間との共同研究から得た特許には、事業化を促進するために、民間企業に特許権を帰属させる日本版バイドール法等もあり、実施許諾額を国で規定することはできない。特許を国が持っている場合は考えやすいのではないか。

【保立委員】：活用することが大事であるので、もし上手くいかなければ次の手段を取るべきではあるが、根本的にはアイデアや研究成果を出した人たちが鋭意活用するところまで責任を取ってくださいということである。

【伊藤委員】：アンケート結果のように、事業終了後も自己資金により研究開発の努力をしている企業も沢山あることについて、この制度を高く評価したい。

【田路委員】：実用化の評価時期については、「解決が難しい課題で、実用化までに10年くらいかかる事業」と、「改良型の簡単な事業」の二つの色分けが必要ではないか。また、意味ある課題は簡単には出来ないということを企業に示すことや、反対にすでに海外で競合があり、今から開発しても大きなシェアは取れない場合は、ストップした方がいいこともある。そのため、事業化を断念した理由や、失敗例も入れた方が様々な事情や時間との係わりが分かって良いのではないか。

【事務局】：中断した理由についての事例について対応する。

【保立委員】：実用化が4割から5割ということはどう考えるかについては、評価後に関係者が元気になり今後につながるような評価になることが望ましい。

(5) 今後の予定について

評価コメント票の提出期限を平成26年2月17日（月）とすること及び質問は、2月10日（月）までに提出することを確認した。また、第2回評価検討会を平成26年3月10日（月）15時30分から17時30分まで開催することとした。

(6) その他

特になし。

以上。